

平成27年7月15日

市川市長 大久保 博 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直正

「放射能対策に要した費用の請求について（第2次分）」に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「弊社事故」といいます。）により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて心より深くお詫び申し上げます。

弊社は、現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの中で、弊社事故によりご被害を受けられた皆さまへの賠償金のお支払いに取り組んでいくところでございます。

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ賠償を鋭意進めております。

さて、平成27年6月16日に貴市より受領いたしました「放射能対策に要した費用の請求について（第2次分）」（市川第 20150601-0303 号）につきまして、現在、ご請求いただいた項目について内容を確認させていただいておりますが、貴市に大変なご迷惑をおかけしておりますことを十分に認識し、一律的な判断をすることなく、これまで以上に貴市が被られた損害の内容やご負担された内容等を詳しくお伺いさせていただき、誠意をもって迅速かつ公正に対応してまいりますので、別紙のとおり引き続きご協議させていただきたくお願い申し上げます。

以上

